独立行政法人国立美術館に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国立美術館に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の四**　国立美術館に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　国立美術館法第十一条第一号の規定に基づく東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館の設置に関する事項 二～十二　［略］	（業務方法書に記載すべき事項） **第一条の四**　国立美術館に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　国立美術館法第十一条第一号の規定に基づく東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館の設置に関する事項 二～十二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省令第六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月七日

農林水産大臣　齋藤　健

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成二十二年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表（第二条関係） 東京都昭島市田中町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、拝島町、松原町、緑町及び美堀町、あきる野市（小川東、小中野、小峰台、戸倉、深沢及び養沢を除く。）、青梅市（富岡及び御岳山を除く。）、八王子市宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上壱分方町、川口町、久保山町、左入町、下恩方町、諏訪町、大楽寺町、高月町、滝山町、戸吹町、西寺方町、弐分方町及び丸山町、羽村市小作台、川崎（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、五ノ神（都道二百四十九号線以西の地	別表（第二条関係） 東京都昭島市大神町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、上川原町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、田中町（東日本旅客鉄道青梅線以南の地域に限る。）、拝島町、松原町、緑町及び美堀町、あきる野市（小中野、小峰台、戸倉、深沢及び養沢を除く。）、青梅市（御岳山を除く。）、八王子市暁町、宇津木町、梅坪町、大谷町、尾崎町、上壱分方町、川口町、川町、久保山町、左入町、下恩方町、諏訪町、大楽寺町、高月町、滝山町、戸吹町、西寺方町、弐分方町、丸山町、

域に限る。）、栄町、神明台、玉川、羽、羽加美、羽中、羽西、羽東及び緑ヶ丘、福生市牛浜、大字熊川（一般国道十六号線以東で都道七号線以北の地域を除く。）、大字福生（一般国道十六号線以東の地域並びに千八百四十六番から千八百六十五番まで、千九百八十一番及び千九百七十四番まで、千九百九十番までを除く。）、加美平、北田園、志茂、東町、本町、南田園及び武蔵野台並びに西多摩郡奥多摩町梅澤、川井、小丹波、丹三郎及び氷川並びに日の出町、神奈川県川崎市幸区小倉、小倉一丁目、小倉二丁目、小倉三丁目、小倉四丁目、小倉五丁目、鹿島田一丁目、鹿島田二丁目、鹿島田三丁目、北加瀬一丁目、北加瀬二丁目、北加瀬三丁目、新小倉、新川崎、塚越二丁目、塚越三丁目、塚越四丁目、東小倉、南加瀬一丁目、南加瀬二丁目、南加瀬三丁目、南加瀬四丁目、南加瀬五丁目、南幸町三丁目、矢上及び柳町並びに横浜市港北区大倉山一丁目、大倉山二丁目、大曽根一丁目、大曽根二丁目、大曽根三丁目、大曽根台、菊名一丁目、菊名二丁目、菊名三丁目、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目、篠原北一丁目、篠原北二丁目、**樽**町一丁目、**樽**町二丁目、**樽**町三丁目、**樽**町四丁目、綱島西二丁目、錦が丘、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、日吉本町一丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目、大豆戸町、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目及び師岡町並びに鶴見区江ケ崎町、梶山一丁目、梶山二丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、上の宮一丁目、上の宮二丁目、岸谷三丁目、岸谷四丁目、北寺尾一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾三丁目、北寺尾四丁目、北寺尾五丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、駒岡一丁目、駒岡二丁目、駒岡三丁目、駒岡四丁目、駒岡五丁目、獅子ケ谷一丁目、獅子ケ谷二丁目、獅子ケ谷三丁目、尻手一丁目、尻手二丁目、尻手三丁目、下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目、下末吉六丁目、諏訪坂、佃野町、鶴見一丁目、鶴見二丁目、寺谷一丁目、寺谷二丁目、豊岡町、馬場一丁目、馬場二丁目、馬場三丁目、 | みつい台及び谷野町、羽村市小作台、川崎（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、五ノ神（都道二百四十九号線以西の地域に限る。）、栄町、神明台、玉川、羽、羽加美、羽中、羽西、羽東、富士見平及び緑ヶ丘、福生市大字熊川（一般国道十六号線以東で都道七号線以北の地域を除く。）、大字福生（一般国道十六号線以東の地域並びに千八百四十六番から千八百六十五番まで、千九百五十八番から千九百七十四番まで、千九百八十一番及び千九百八十四番から千九百九十番までを除く。）、加美平、北田園、志茂、東町、本町、南田園及び武蔵野台並びに西多摩郡奥多摩町梅澤、川井、小丹波、丹三郎及び氷川並びに日の出町、神奈川県横浜市港北区**樽**町一丁目、**樽**町二丁目、**樽**町三丁目、**樽**町四丁目及び師岡町並びに鶴見区梶山一丁目、梶山二丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、北寺尾一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾三丁目、北寺尾四丁目、北寺尾五丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、駒岡一丁目、駒岡二丁目、駒岡三丁目、駒岡四丁目、駒岡五丁目、獅子ケ谷一丁目、獅子ケ谷二丁目、獅子ケ谷三丁目、下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目、下末吉六丁目、諏訪坂、佃野町、寺谷一丁目、寺谷二丁目、豊岡町、馬場三丁目、馬場四丁目、馬場五丁目、馬場六丁目、馬場七丁目、東寺尾六丁目、東寺尾北台、東寺尾中台及び三ツ池公園、岐阜県各務原市鵜沼朝日町、鵜沼大伊木町、鵜沼小伊木町、鵜沼羽場町（名古屋鉄道各務原線以南の地域に限る。）、鵜沼古市場町、鵜沼真名越町及び前渡東町、愛知県一宮市浅井町江森、浅井町大日比野、浅井町尾関、浅井町河端、浅井町小日比野、浅井町西浅井、浅井町西海戸、浅井町東浅井、浅井町前野及び瀬部、犬山市犬山（県道二十七号線との交点以西の県道百八十三号線、その交点から県道百八十六号線との交点までの県道二十七号線及びその交点以東の県道百八十六号線以南の地域に限る。）、大字前原（新郷瀬川以西の地域に限る。）、上坂町、上野、上野新町、郷西、木津、五郎丸、五郎丸東、天神町、中山町、羽黒（新郷瀬川以西の地域並びに新郷瀬川以 |